

(答申第52号)

答 申

第1 審査会の結論

岐阜県知事が作成した「県税の賦課徴収事務 全項目評価書（案）」については、特定個人情報保護評価指針(平成26年4月特定個人情報保護委員会告示第4号)第10の1(2)に定める適合性及び妥当性の2つの観点から審査したところ、指針に定める実施手続に適合し、かつ、その内容は、指針に定める特定個人情報保護評価の目的等に照らし妥当であることから、特定個人情報保護評価が適切に行われていると認められる。

第2 審査会の処理経過

審査会は、本件諮問事案について、以下のように審査を行った。

	審 査 の 経 過
令和7年1月6日	実施機関から諮問を受けた。
令和7年1月29日（第112回審査会）	実施機関から諮問事案の説明を受けた。 諮問事案の審議を行った。

(参考) 岐阜県個人情報保護審査会委員

役 職 名	氏 名	職 業 等	備 考
	鋸口 崇	弁護士	
	佐藤 住子	行政書士	
	椎名 智彦	朝日大学法学部准教授	
	白木 雄一郎	岐阜商工会議所議員	
	原山 美知子	岐阜大学フェロー	
会 長	和田 恵	弁護士	

(五十音順)